

新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	(1) 情報共有・報告等	(2) 消毒・清掃等	(3) 積極的疫学調査への協力等	(4) 感染者への対応／(5) 濃厚接触者への対応	
					職員	児童
感染者	<u>医療機関が特定</u> ・PCR 陽性の者	・児童等（児童・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・ <u>県児童家庭課等への報告</u> ・ <u>家族への報告は要協議</u>	・居室及び利用した共有スペースを消毒・清掃。 手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 ・ <u>保健所の指示がある場合は指示に従う</u>	・児童等に発生した場合、 <u>保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力</u> ・児童等のリストや面会者の情報を提供	・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う）	・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については、症状によっては自治体の判断に従う。 ・ <u>施設療養について県児童家庭課を通じて保健所と協議</u> ・ <u>施設療養時の対応については保健所の指示従う</u>
感染が疑われる者	<u>施設等が判断</u> ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者等 ※PCR 検査等診断確定前の者	・児童等に発生した場合、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける ・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・ <u>県児童家庭課等への報告</u> ・ <u>家族への報告は要協議</u>	・ <u>保健所の指示がある場合は指示に従う</u>	・児童等に発生した場合、当該施設等において感染が疑われ者との濃厚接触が疑われる者を特定	・「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける	
濃厚接触者	<u>保健所が特定</u> ・感染者と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触	—	—	—	・ <u>自宅待機を行い、保健所の指示に従う</u> ・ <u>職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う</u>	・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。 <u>個室管理できない場合、マスク着用、ベッド間隔を 2m以上あげる等の対応。</u> ・ <u>部屋を出る場合はマスクを着用し、手指消毒を徹底</u> ・可能な限りその他の児童と担当職員を分けて対応 ・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	<u>施設等が特定</u> ・感染が疑われる者と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染が疑われる者を診察、看護、介護 ・感染が疑われる者の気道分泌液等に直接接触	—	—	—	・ <u>発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ</u> ・ <u>発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応</u>	・職員は使い捨て手袋とマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、日露鬼応じてゴーグル等を着用 ・体温計等の器具は、可能な限り専用に ・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」が基本 ※ <u>保健所と相談の上、対応</u>